

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第45回 枚方市障害者施策推進協議会
開 催 日 時	平成20年12月3日(水) 10時00分から 12時00分まで
開 催 場 所	枚方市役所 別館4階 第3・4委員会室
出 席 者	会長：村井委員 副会長：木村委員 委員：菊咲委員、関委員、石川委員、長尾委員、高橋委員 小上馬委員、島田委員、邑田委員、川原委員
欠 席 者	眞継委員、新川委員、野村委員、森下委員
案 件 名	1 障害者福祉作業所への支援策について 2 枚方市障害者計画等素案について 3 その他
提出された資料等の 名 称	・ 委員名簿 ・ 障害者福祉作業所への支援策について ・ 枚方市障害者計画等素案
決 定 事 項	1. 案件1について、事業説明を行った。 2. 案件2について、資料説明を行い、内容等に関する質疑・意見 交換を行った。市民意見募集を経て、次回の協議会にて、再度 計画素案について審議を行うことを確認した。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	2人
所 管 部 署 (事 務 局)	福祉部 障害福祉室

審 議 内 容

1 開 会

事 務 局： 会議の公開、会議録の新規則について説明

会 長： 本日は傍聴者が来場しているため、傍聴者の入場を許可します。

○傍聴者2人入場

福 祉 部 長： 挨拶

2 議 題

案件1 障害者福祉作業所への支援策について

会 長： 障害者福祉作業所への支援策ということで、ご説明いただきたいと思
いますのでよろしくお願いします。

事 務 局： 事務局から説明

会 長： ご質問、ご意見がございましたらどうぞ。

委 員： 自立支援協議会の委員として、作業所の聞き取り訪問に同行している
のですが、もともと小規模通所授産施設をやっていたというのではなく、
無認可で共同運営をやっているようなところが、例えば法人格を取ると
いうことがどういうことか、今後、新体系になったら市補助金対象施設
ではなくなるので実際にどう変わるのかということ伝えていかないと
いけないでしょうね。例えば、共同運営の責任主体をどのような形にす
るか、だれを代表にするか、いろんな人を巻き込んでいけるか、そうい
うことを決めていくための意識形成への支援策は当然必要でしょう。自
立支援協議会の中で相談という形で支援をしていきたいと思ます。今
回の選択は、今後5年10年もっと先の、その人の生活そのものの選択にな
ると思うので、できれば少し無理だなと思うことでも、思い切って移行
するよう促進できればいいなと思っています。

会 長： ありがとうございます。団塊の世代の人も随分出てきて、ボランティ
アや趣味でパソコンをしている人に協力してもらったり、社協とタイア
ップするのも一つの案かなと思います。市としては一所懸命、法人化に
向けてお手伝いしたいということで、運営も安定的にしていきたい
し、社会との関連を広げることによって、今まで家族的で閉塞的になっ
ていた部分が広がっていくという積極的な意味でいい部分がたくさんあ
ると思うので、プラス方向に考えながら、今までやってきたことも大事
にしながらという両側面を考えて促進支援していただきたいと思ます。
この件についてはよろしいですか。

案件2 枚方市障害者計画等素案について

会 長： 2番目の枚方市障害者計画等の素案について事務局の方からご説明いた

だきたいと思います。

事務局：事務局から説明

会長：ありがとうございます。事前にお送りしたものをお読みになっていただいて、ご質問とか全体の考え方等のご意見をいただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

委員：数字をどう見るかっていうのは、非常に根拠があるような、ないような、居宅にしても、これだけ時間数があったらどうなるのかは実感しにくいと思います。「枚方市障害福祉計画」の3Pの“重度訪問介護”の説明で、居宅による入浴、排せつ、食事の介助や外出などの移動介護とありますが、国の要綱では見守りって入っていると思うのですが…。この今回の地域移行の実績を見ると、58名ということで、計画を上回っているということですが、こんなに地域移行したのかなって実感が自分にはありません。前回の計画作成期にも話しましたが、なぜ、地域移行を進めないといけないのかという基本的な考え方を、僕はもっとしっかり示すべきだと思います。なぜ施設入所をしないといけなかったのか、施設ってというのは一体どういう意味があるのか、この地域移行を進めないといけないのかということをもっと明白にするべきだろうし。もう一つはこの数字ですけど、移行した人達はどこに移行したのか、障害別、年齢別、そういったものをある程度出して、移行というのが本当にどういう形に移行されたかっていうことを検証していかないと、今後の地域移行は進んでいかなければいけないかと思っています。例えば、自立支援法が始まったときに、よく出てきた例としては、負担ができないから地域へ戻ったというケースってありましたよね。この中に入っているかどうかかわからないですけど。それがほんとに地域移行と呼んでいいのかどうかということとか、「入所施設と連携して」と達成のための方策に書かれていますが、本当に施設が連携して地域移行を進めてくれるのかどうか、そのあたりは意識的な転換が必要だろうと思います。そういったことってというのは、枚方市として、なぜこれを進めるのか、どういう問題があっただけで起こってしまったのかっていうことを打ち出すべきだと思います。地域移行の受け皿の問題ということで、一つだけ取り上げると、住宅のことについて、非常に行政としての施策が弱いのではないかと。これは、事業計画の項目に出てくるのですが、公共住宅の建てかえ時にエイジレス仕様ということがあるわけですが、この構想についてもできたら、数字を出してほしいなあっていつも思います。なかなか抽選で当たらないとか、いざ、そういう状況になってもすぐ使えないという現状に対してどうするのかなど、非常に住宅困窮している人が多いのが現状です。例えば、生活保護を使って、単身生活をしようと思うと、単身だと4万円台後半ぐらい、車いす利用者だと5万円台ぐらいで、借りることにな

っていくのですが、その金額で車いすが入れる住宅を確保できるかというと、実は非常に困難で、ワンルームの段差だらけの家に入って、自分で何もできなくなってしまう。だから、ヘルパーを使うということが起きています。例えば、家賃補助をするとか、建てかえのときに建築部の方から、エイジレス仕様の住宅を作るよう指導するとか、税控除されるとか、補助金が出るとか、障害部局だけでなく、市全体として何か方を講じる必要があるのかと思います。自分も個々に相談支援で家探しをやっていますが、一軒一軒、不動産屋に行って「ありますか」と尋ねて、いい不動産屋を見つけるぐらいのことしかできない状況です。それともう一つ、就労に関してですが、「枚方市障害者計画」の14ページに“市として産業振興部門と統一した就労困難者対策を模索する”とありますが、自立支援法になった時にもすごく違和感があったのは、就労支援が進まないってというのは、働く側の問題なのか、それも一部あるかもしれませんが、受け皿の基盤が非常に脆弱ではないかと。例えば、労働関係の問題とか、働いている人に対する意識啓発の問題とか。就労の相談で雇用主と話をするとき、「雇用保険の基金とかでこういうことができますよ」というと、「そんな事知りませんでした」と。例えば、職場の改造をしたり、介護者の補助金が出るとか、住宅を借りるのに一定手当が出るとか。そういった啓発をどんどん進めていながら、環境整備をしていく、いわゆる雇う側の意識改革みたいなことを働きかけていくということも非常に必要ではないかなと。それは、今後ある自立支援協議会の中で、いろんな働きかけをしようという提案が出てくるのですが、産業振興部門が出てくるのであれば、脆弱である部分を打ち出して、それを変えていくということも必要じゃないかなと感じます。

会 長： ありがとうございます。大きくは2点ですね。公共住宅の問題と就労支援について、ちょうど職業安定所の方もお見えになっていますので、少し行政側の立場からお願いします。特に土木とか部署が違うから内容を見ても、なかなか具体的に目標が見えないというところがありますよね。ですから、担当部局とどのように詰めをしていくかという意味でも、どんな考えを持ちながら進めていこうとしておられるのかお答えください。

委 員： もう一度すみません、地域移行の人数の中味を見たいということと、地域移行した人の数と、その間入所している人の数がどうなっているかというデータを出して検証しないと。例えば、30人地域移行しましょうと、でも施設には40人入っていましたという場合、それは単に入れかえをしているだけなので、先程言った基本的な考え方をまとめてその数字を検証するということが必要ではないでしょうか。そのために必要な施策というのは、当然、在宅サービスですけど、誘導的な施策、例えば、地域

	<p>で自立する体験をする場所を作るとか、いろんなことが必要なのかなというふうに感じます。</p>
会	<p>長： すみません、最後にそのことを聞こうと思ったのですが、先にこちらを説明していただきましょうか。退所した58名の内容っていうのを、どういうふうに現実的にはつかんでおられるかってことですよ。</p>
事 務	<p>局： 施設を出られたという実態はつかんでいますが、その後の状況までは把握をしていません。ただ、現実としまして、グループホームなどで生活されて日中活動系施設に通われているという人が多いものであるという認識をしています。</p>
会	<p>長： グループホームに移られたというのであれば、例えばグループホームの入所数が増えている実態があるわけですか。</p>
事 務	<p>局： 具体的にグループホームが増えているのは事実です。ただそのグループホームの数の増加と、58人の受け入れとが、ストレートに結びついているかということはまだ把握していません。もう一点ですが、今回の計画の策定の仕方ですが、課題が不明確になっている部分があるという認識があり、今後、関係課と庁内会議等も行いますが、もう少し課題を見据えて明確に表現できたらということ考えています。</p>
会	<p>長： ということは現在この58名について、実態としては、つかめきれてないということですね。つかむ方法はあるのか、それともつかむのが難しいということなのでしょう。例えば、施策推進協議会の中で、どこかの団体との関連の中で調べていくとかいうことを、今後やっぱりしていけないといけなかなと思うのですが。</p>
事 務	<p>局： 現在、個別に状況を調べるということは、今のところちょっとできないかということではなく、市としてどういう形でつかめるか検討をしていきたいと思います。それから、個別のケースを一件一件、拾い上げるということについても検討していきたいと思います。</p>
委	<p>員： それは当然、出していけないとこの計画がほんとに理念に沿ってされているかどうかを検証できないと思います。施設の問題というのは、大きな課題で、例えば、アメリカでは集団訴訟を起こして施設を解体するという州があったりとか、日本でも一部の県では“脱施設”という取り組みをしたりとか、単に入った人が出てくるというだけでなく、なぜそこに入らないといけなのか、入っている人たちに何が起きているのかっていうことを踏まえてやらないと、彼らの権利を保障するっていうことはどういうことなのかを、もう少し一定の方針みたいなことを明らかにしないといけなんでしょうね。例えば、情報がちゃんと伝わっているのかとか、一部の施設では大阪が独自にやっている施設入所者のガイドヘルパーすら、うちは使わせませんという施設があるわけですから、そういったところに対して、市としてはどんな働きかけをするのかとかいうことも考えるべきだ</p>

と。他には枚方市の人は何人入っているかという施設一覧表を公表してもいいぐらいでないかと思いますね。彼らが情報をちゃんと得ているのか、自分のケースワーカーが誰なのかを知っているのかなど、きめ細かくしていくことこそ地域移行の大事な取り組みだと思います。

会

長： ご意見もとてもだと思います。今のアメリカの話ですけど、脱施設化を進めたときに非常に問題になったのはホームレスがものすごく増えたってことで、逆に解体したことが問題になった州もあります。そういった意味では地域移行の方向に行くことは悪いことではないのですが、それが施策にのってこないと、かえってサービスの低下につながるので、そこを踏まえて実態把握をしていかないといけないでしょうね。それから地域移行というのは、地域生活移行なのですよね。生活できないと、移行にはならないわけですから、地域生活にどう移行できたかっていうあたりを踏まえていただけたらありがたいと思います。

委

員： 保健所の〇〇と申します。入院中の精神障害者の地域生活移行の23年度末の目標74人に対する実績の62人ですが、これはかなり実態とは、かけ離れていると思います。今、〇〇委員からのご指摘のとおり、大阪府がいわゆる精神科病院に長期入院をされている方の地域生活移行を、いわゆる退院促進事業という形で行っていきまして、枚方市を含めた地域の関連機関の皆様のご協力で、実施しているのですが、残念ながら我々の大阪府の事業としてこの2年間で、支援して実際に退院できた方っていうのは、正直申しますと0人に近いです。多分、この数字は患者調査の根拠だと思うのですが、通常、入院されている人はケアを受ければ退院できますよね。我々が目標にしているのは、何らかの事由で、通常のケアでは退院できない人を行政・地域の両面の支えで退院をしていただいて、また再入院しないように支えていこうという制度であって、そういう意味では、プラスアルファの支援が必要な人の退院を促進していこうというのが趣旨なわけです。そういう意味では、74の目標に対して62の実績というのは、私が今ここで言うプラスアルファの支援で退院をした人とは、ちょっと見込めないという点で先ほどの長尾委員のご指摘と一緒にです。実態とこの数字には、ずれがあるのかなと思っていますので、先ほどの施設からの地域移行と同じ視点で、正確な実態が分かればいいのかという意見です。

事 務

局： 〇〇委員がおっしゃったように、この62人というのは大阪府が実施した患者調査の結果ということですので、この数値を今後どう検証するかっていうのは市のレベルでは現実的には厳しい話かという認識です。ただ数値だけで言うと、74人のうち62人というと、もうかなり進んでいるから対策としては十分ではないかという印象を与えるのも事実です。ただし、本市としましては、そうではなくてまさにこれから構築していかないとけない施策であるという認識です。具体的に市の施策として、12月から地域生

活訓練事業、この第3章障害福祉計画の(2)の入院中の精神障害者の地域生活への移行の達成のための方策に事業名を記載しているのですが、この事業は、精神障害者を主たる対象者としている市内のグループホームの事業所と連携し、長年入院して現実の地域生活がどういったものかというのがわからない人のために、まずはそういう空き部屋を使って体験をしていただくという具体的な取り組みをまさにこれからスタートするところです。こういったことを踏まえて、市としては今後も退院促進を非常に進めていかなければいけない重要な課題であるということでも取り組んでいきたいと考えています。

会
委

長： はい、どうぞ。

員： ありがとうございます。私はこれを非難しているわけではなくて、枚方市が行っている精神障害者の退院促進に対する努力と、今までの実績というのは大阪府の中でもかなり高いレベルで評価できるものであると考えています。また、自立支援協議会の地域移行部会の中で、こういった精神障害者の退院の問題をきちっと取り上げて、今活動させていただいているということも重々わかっていますので、先ほど事務局が言われたように地域移行の実績が十分であると誤解されてしまうと計画とのずれが生じますので、あえてこの課題を重点的に取り組んでいきたいという意味も含めて発言させていただいたことを申し添えたいと思います。

会

長： なかなか数字的には出しにくいところがありますが、計画ですからそれなりに数字の根拠を持ってこないとできませんので、そこは十分に理解した上で実態とどう結びつけていくか。これから実態に合った数字を大阪府もきちんと出してくれるような形のものを取っていかないといけないし、それぞれの市がどのように取れるかは、今回のことを機にぜひ大阪府とも話を進めていただきたいと思います。ほかに、どうぞ。

委

員： すみません、今日は膨大な資料なので事前にこれについての説明会があればよかったかなと思います。これから協議会や公聴会が計画されていますが、そこで出た意見の取り入れ方についてお聞きしたいと思います。それから、実態調査について、障害児の方々からの福祉サービスに関する不満が最も多いとあるのですが、これについて計画の中でどのように反映されているのかをお聞きしたいと思います。それから、5ページの枚方市に力を入れてほしい取り組みということで、多分これは具体的な内容を書く項目だったと思うのですが、具体的に上がっている顕著な部分すべてとは言いませんが、もう少し具体的な内容があったらいいかなと思いました。それから、6ページの就労形態の中で全体的に働いていないという回答が多いですね。知的障害の方は作業所に通っておられる方も多いのですが、働いていない方が多いのが実態ですね。働いていない方たちは日中どのように過ごしているのか、働く場がないのか、働けないのか、このアン

ケートだけではわかりにくいかなと思いますが、実態をつかむ必要はないのでしょうか。計画について幾つか意見があります。2章の障害者計画の3ページ“短期入所サービス”の件です。実際に緊急ショートが利用できないとか、市内の施設でほとんど利用できなくて緊急でも市外を利用しています。現状、課題の中身も「他市の事業所での利用がほとんどあり、市内の事業所数が少ない」ということですが、市内で特に緊急ショートはほとんど利用できないという形になっていると思います。他市に行っても、緊急は断られて非常に困ったというケースも幾つかありますが、実際に参入を促すだけでは、具体的な施策をしない限りなかなか難しいのではないかと思います。それから、4ページの“グループホーム・ケアホーム”で、実際の暮らしの場としてグループホーム・ケアホームの確保に努めるということになっていますが、なかなか今の制度の中で、新たにグループホーム・ケアホームを作りきれぬかといえば、本当に必要に迫られて作っている場合もありますが、なかなか促進には至っていないのではないかと。具体的な促進のための施策が必要ではないかと思います。もう一つは、やっぱり暮らしの場全体として、障害の重い人とか医療的ケアがいる人が、今のグループホーム・ケアホームだけの実態で保障がされるのかというあたりで、もう少し暮らしの場全体について見直しがあるのではないのでしょうか。それから、5ページの“日中一時支援事業”についてですが、障害児の方の放課後の保障ということで、今、市内に5ヶ所しかなくて、なかなか利用者ニーズに対応できていない状況にあります。実際的に事業者が参入するにも、非常に参入しにくい内容で補助金もないですし、例えば、新たに事業をするという場を確保する補助金がないという中で「事業者の参入促進に努める」とありますが、実際にはなかなか参入がしにくい状況じゃないかと思います。それから、23ページの“学校教育”の関係です。これは障害福祉だけでなく、教育委員会との話になるかと思いますが、「地域でともに学ぶ、教育を充実する」ということになっていますが、実際、枚方市内で支援学校に通っている子どもたちに対してどんな支援を行っていくのか、例えば、1時間半もかけて通学する子どもたちを本人が選んだからという形で放置するのではなくて、市としてほんとにそんな状況でいいのかとかですね。地域の中っていうことに、支援学校も入るのではないかと思います。目標の中に、「支援学校などのスタッフ及び専門家による巡回相談の充実に努める」とありますが、現在、枚方に支援学校がない中で、寝屋川とか交野の方から来てもらう必要があるということを書いてあるのですよね。

会 長： ありがとうございます。まず、実態調査でサービスの不満への計画の反映というところで何かわかりますでしょうか。

事務局： はい、障害児のサービスの不満に対する対策ということですが、障害

者自立支援法については、障害児も含めて3障害一元化した共通のサービスですので、障害児だけ特別に項目を設けているのは少ないのですが、例えば、第2章の“日中活動系サービス”“移動支援事業”“日中一時支援事業”の、事業者参入の促進に努めるという部分で、児童の方々のニーズに対応していきたいと思います。特にこの“日中一時支援事業”については、先ほど委員からもありましたように、現状としてさまざまな理由により、なかなか事業所の参入が進んでいません。市内に5ヶ所しかないので突発的に利用したくても受け入れが少ないという実状は十分認識しているところです。特に、家族の方が就労している間の一時預かりの支援についての課題もありますし、来年度以降、参入促進が図れるような対策を講じていきたいということを考えているところです。それから、障害児の項目としまして、第2章の6ページ“障害児の日常生活支援”という項目があります。同じ福祉部の中でも、子育て支援の担当とも連携を図り、今後、施策の展開に努めていくということで記載をしています。ただ、障害福祉室としまして、現状・課題であるように、障害福祉サービス、日中一時支援事業などの支援を今後充実していくということで考えています。この計画について、今後、市民懇談会やインターネットアンケートで初めて素案として外部に出ますので、いろんな意見を聞かしていただけたらと思います。当然、内容についてご意見をどしどしいただき、いいものに作り変えていきたいと思っています。

会 長： 全般的な流れの中のキーワードっていうのは、参入しにくいということでしょうか。「増やしていく」ということを計画の中では「充実していく」など葉になっているのですが、現に、参入しにくい状況についての打開策は考えられるのでしょうか。

事 務 局： 参入について障壁があるかなど議論をしているところです。具体的な施策等については、検討中で、現在決まったものはありませんのでそういう方向性にあるということはお伝えできると思います。

会 長： 参入の件については具体的にこれから考えていかないと、絵に描いたもちになりますので法律全体の問題もありますし、なかなか市独自で税金が減っていく中、どういうやり方をすればできるかを少し考えていただきたいなと思います。それから、あとは調査の結果について具体的な内容で示してほしいという要望でよろしいですね。

委 員： 答えてほしいというよりは意見です。暮らしの場についても、グループホームという項目だけでなく暮らしの場全体をどう考えるのか、学校教育についてもそうです。

委 員： この地域移行のグループホーム・ケアホームの受け皿については、どんどん施設から来て本当に受け入れ体制が整っているのでしょうか。こういうことをやりますよっていうような意思表示がないと誠意がないなっ

て思います。慎重に確実に進めていかないと何となく何人出ましたみたいな議論では薄いという気がします。

会 長： ご意見としてきちっと受けとめていただけたらと思います。先ほど意見が出ていました住宅問題について、わかっている範囲の中で今後どの部署との話し合いができるのか、また雇用について職業安定所との連携がどうなっているのか、お願いできますか。

委 員： 枚方公共職業安定所の邑田と申します。私ども、枚方の安定所の管轄区域は、枚方市・寝屋川市・交野市で、それぞれの企業と仕事を探している方のご利用を受けています。長尾委員の方から、会社側の雇用の啓発についてありましたが、助成金関係の周知等、企業向けに障害者雇用の推進セミナーなどで、国の施策について説明をさせていただいています。特に枚方市は、障害者の就労について枚方市障害者就業・生活支援センターとの連携を密にとっています。当然そこでのネットワークを利用している就労支援機関とも連携をとっています。ですから、就労支援機関の方が直接ダイレクトに企業と接触される場面では説明がない場合もありますが、枚方市障害者就業・生活支援センターを通じてご案内を求めていただけたら、いつでもハローワークは企業に訪問させていただいて説明しています。また、雇い入れに関する助成金等がありますが、今、職場定着にかかるハード面についての助成金については、障害者の雇用が、一般企業でしたら1.8%という雇用率を満たさない企業に納付金を納めていただいています。その納付金を財源にして、いろんな障害者雇用を円滑にするためのハード面の助成を受けていただいています。また、12月12日には枚方市、枚方市障害者就業・生活支援センター、枚方公共職業安定所の共催のもとに、ラポール枚方で、障害者の合同就職面接会の開催を予定しています。これは、産業振興部門にもご協力を得て、枚方市の主要企業だけではなく、寝屋川市、交野市、門真市、京都市の主要企業からもご参加いただけることになっています。

会 長： ありがとうございます。今、一生懸命取り組んでいただいている障害者雇用については、積極的に取り組んでいただけるようになってきたと思います。問題なのは、それでも漏れる人たちをどこでどう防ぐかということです。

では、住宅についてどうぞ。

事 務 局： 住宅についてですが、第2章、1ページの“住まいの確保と改善”で、書かせていただいています。地域移行を進める中で住宅の確保というのは非常に大事な部分ですが、本市の財政状況は極めて悪い状態です。20年度に比べて、21年度の市税収入の予測が、約37億円減少するそうです。18年度と比べると、21年度は121億円、市税収入が落ちていく中で、事業計画や21年度予算編成がすべて承認されるかどうかというのは非常に微妙

な立場にあり、こちらの思うとおりにはいかないと思います。今の〇〇委員の質問にある生活保護の部分につきましては、当然、国の定め的生活保護法に基づきまして、上積み等については、なかなか実現は無理だと考えています。増改築については、社会福祉協議会等の貸付金がありますが、新規の建築については自治体単位ではやっていません。問題の追加ではないですけども、住宅改修については地震関係での耐震化のところのお金は付いていますが、それ以外の費用についてはなかなか付かないというのが今の実状です。また住宅改造の助成ですが、これもご承知のように大阪府の事業でP T案としていろいろ示された結果、維新プログラムの中で、障害者の住宅改造分については残り、高齢者の分については年度中途でなくなりました。しかし、やはり市として高齢者の分も、障害者の分も、高齢障害者の分も、何か一定の制度が必要であるということで、今現在、予算要求・事業計画等をあげている段階です。

会
委

長： どうぞ。

員： お金のない中で質問するのは非常に難しい話だと思うのですが。実際、僕らがいろいろ支援していく中で、障害者が住宅を探す場合、ほとんどが賃貸なので住宅改造はできないのです。だから、日常生活用具を使って、段差の解消をしたり、家に合わせて対策を組んでいくというのは非常にしんどいなと思っています。大きなことをできなくても、例えば、不動産(業者)に対して、家を建てかえる時に、「バリア・エイジレス仕様できませんか」と一声働きかけをすとか。結構、障害のない方には、こういう工夫をすれば障害者も住めるという事例を示すことにより気づいてもらうなど、お金をかけなくてもできることがたくさんあると思うので、そういったことやっていただきたいと。その上で、エイジレス住宅を造るときには、ちょっと助成してあげるなどの制度を作れないか。やっぱり、住む場所がなかったら地域移行もできないから、平行して考えていただきたいなと思います。

会
委

長： ありがとうございます。はい、どうぞ。

員： 第2章、10ページ、29の“防災対策”ですが、この中に“枚方市災害時要援護者避難支援事業”と書いてあります。その担当は社会福祉協議会と聞きました。それで、社会福祉協議会に行きますと、“枚方市災害時要援護者避難支援事業”という用紙をもらいました。こういうのが18年から始まったということです。これは支援してほしい人が申し込みをしたら対策を考えるということなので、実は、9月に僕たちの団体の役員が試しに申し込みをしました。でも12月になっても誰も何も言ってこない…どういふことかなと思うのですよ。まず言葉が難しい。社協に「通訳を用意してください」と言っても用意してくれない。社協は、一方的にしゃべるのですね。筆談を頼んで書いてもらっても十分に気持ちが伝わらないのです。こ

っちも言いたいことは言うのですが、なかなか通じなくて「もうええや」ってあきらめて帰ってしまうのです。申し込んだ人には、地域の民生委員が訪問して実態を把握するというのですが、訪問してもらっても手話ができないのならどうやって実態把握するのかっていつも言うのですが誰も答えてくれない。よくわからないのです。

会 長： 聴覚障害者のコミュニケーションの問題の中で、特に、〇〇さんはお話ができるので、向こうの方は分かれるような感覚をお持ちになるのかなと思いますね。逆に、全然しゃべれないと必死になって説明するのかもしれないですけども。言葉を獲得されていると、通常にしゃべっているような気持ちになっていくのですが、実際は伝わっていないというあたりを、各関係機関の中で周知徹底していただくようにしていただきたいと思います。視覚障害の方は点字っていうのでかなり普及しましたが、聴覚障害の方は手話通訳のコミュニケーション支援だけですむかどうかという問題も、考えていただけたらなっていうふうに思うのですが。なかなか、手話も地域の手話と一般的な手話とでは全然通じないというお話もありますので、難しいところであると承知していますけれども。今、現実になかなか、その部分をすぐに答えられるようなことが行政としてできにくいと思います。ただ、おっしゃることを広めていかないといけないという認識は持っていた中で、このコミュニケーション支援については、行政機関や社会福祉について民間の最たるところである社会福祉協議会が、そんな対応をしているようでは、ほかの福祉に関係ないところはもっとひどいと思いますので、そのあたりの認識を持っていたきたいなということでいかがでしょうか。はい、どうぞ。

委 員： もう一つ、簡単なお願いがあります。実態調査のことです。アンケートの回収状況ですが、1,000人に対して、628の回答があったと書いてありますね。パーセントでいうと、62.8%とあります。有効回収数も597件とありますね。ここまで書くのであれば、もっと具体的に例えば、視覚障害者から何人の回答があったか、聴覚障害者からは何人の回答があったと書いてほしいのですよ。よろしくお願いします。

事 務 局： お答えします。ここで、全体で628件なり597件というような表記にしているのは、重複障害の方がおられるからです。調査対象として無作為抽出した聴覚障害者は70人ですが、複数の障害をお持ちの方、例えば視覚障害者として無作為抽出した方が、聴覚障害があると回答した方などもカウントされてしまうので、純粋な数字が出ないということが主な原因です。したがって、全体1,000人のうち、何人から回答があったかというような表記にせざるを得なかったということになります。

会 長： すみません、ちょっと今のところでわからなかったのは、聴覚で対象者に選定された70人のうちから、何人が出てきたかということもわからない

		ということですか。
事	務	局： 回答は無記名なので、無作為抽出をしたどの対象者からの回答であるかがわからないので、つかめなかったということです。
会		長： 要するに障害種別ってというのは、調査の中でとっていないということですね。配布は障害種別ごとに選んで出しているけども、回答として出てくる時には、いわゆる「自分の障害はこれです」という回答欄はなかったということなのですね。
事	務	局： 障害種別を回答する設問はあります。重複障害の方がおられますので、純粋に70人のうちから何人回答があったかという答えは出せないということなのです。
会		長： 大ざっぱでもいいので、例えば、聴覚の人からどのぐらいの方が答えられたか、重複の方がおられてもいいので、わかるのであれば教えてあげてください。
事	務	局： 設問の中でどの障害をお持ちかというのを選択していただくのですが、その中で聴覚や音声・言語の障害者につきましては57名の方から回答がありました。
会		長： はい、ありがとうございます。ただ、この70名のうちの57名ではないということなのですよ。57名というのは、ほかの障害と重複されている方も含まれるという意味ですね。そこの誤解が生じるので今回はそういう形にさせていただいたということです。よろしいでしょうか。
委		員： 回答で聴覚と内部障害の両方を持った人が質問に答えたら、聴覚と内部の両方にWカウントされるということですか。
事	務	局： そういうことです。
会		長： 今後まだ意見がありましたら、パブリックコメントとかでいただきたいと思います。推進協議会での意見聴取はこれで終わりですか。もう一回ありますか。
事	務	局： スケジュール説明をします。12月18日と22日に市民懇談会を行います。その後1月に約1ヶ月間、インターネットや市の窓口等で、この素案についてのご意見を募集する予定をしています。次回2月18日の障害者施策推進協議会でご意見をお伺いし、3月に策定をしていくというスケジュールを予定しています。
会		長： はい、もう一度この委員会としては2月18日に審議していただくということで、ただこの段階では大幅な変更は難しいと思いますので、できましたらそれまでにいろんな意見をお寄せいただいて、反映できるところは反映していきたいと思っていますのでよろしく願いいたします。ほかに事務局の方からありますか。
福	祉	部 長： 今日、いろんな意見・ご意見をお伺いしましたが、中には福祉部内で対応できない問題もたくさんあって、例えば災害時の課題については、社会福

社協議会と市の部局は福祉総務課ですが、協議後に、それぞれ障害者団体にも理解していただけるような形で進めたいと思っています。住宅の問題につきましては、府営住宅なり、都市再生機構なり、市の部局を超えたところがほとんどです。市として対応できる市営住宅の部分は非常に少ないのですが、今後つめられるところについては、つめていきたいと思っています。それから、支援学校の件については、市教委は、地域でともに育つ、地域の養護学級で対応するというようなことで進めています。市と市の教育委員会としては、高等支援学校の誘致を大阪府に申し入れているというようなことで聞いています。ただ、福祉17団体との話し合いの中でも、養護学校の、小・中・高等支援学校の誘致を働きかけてほしいという希望は聞いていますが、これについては各委員さんの中でも意見が分かれるところだろうと思えますし、市議会でも相当なやりとりがあります。非常に今シビアな問題になってきているのも事実ですし、来週から始まる12月議会でも恐らく議論される課題なので、この計画にどういう形で書き込めるかどうかは微妙なところですが、意見のあったことについては認識して、教育委員会とも協議できる範囲はしていきたいということで、今後、成案に向けて、いろんな折にご意見を伺えれば非常にありがたいと思います。よろしくお願ひいたします。

会 長： それでは、これで第45回 枚方市障害者施策推進協議会を閉会します。

3 閉 会